

児童手当制度が変わります

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

現況届の提出が原則不要となりました

児童手当等の受給には現況届の提出が必要でしたが、6月以降は、次の人を除き提出は不要になります。
※現況届とは…毎年6月1日の状況について届け出て、6月分以降の児童手当等を受けるための要件(児童の監護状況、生計関係など)を満たしているかどうかを確認するものです。

現況届の提出が必要な方

- 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市町村で児童手当を受給している人
 - 支給要件児童の戸籍や住民票がない人
 - 離婚協議中で配偶者と別居している人
 - そのほか、町から提出の案内があった人
- ※該当する方には、6月に現況届を送付しますので、期日までにご提出ください。期日までの提出がない場合は、6月分以降の手当てが支給されません。
提出日 6月30日(木)まで

特例給付の所得上限が新設されました

児童を養育している人の所得が、所得上限の限度額以上の場合、10月支給分からの児童手当・特例給付は支給されません。

所得制限限度額・所得上限限度額について

扶養数	(1) 所得制限限度額		(2) 所得上限限度額【新設】	
	所得額	収入額目安	所得額	収入額目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円

※児童手当・特例給付が支給されなくなったあとに所得が(2)を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

運転免許返納・安全運転相談窓口

苫小牧警察署 交通第一課企画係 ☎ 0144-35-0110
苫小牧警察署厚真駐在所 ☎ 27-2510

運転免許証の自主返納を考えている人を対象とした、免許返納および安全運転相談の臨時窓口を開設します。

日時 6月21日(火) 13時～15時

場所 厚真駐在所(厚真町京町31番地)

持ち物

運転免許証

※免許証を自主返納する人は、運転経歴証明書の申請も可能です。運転経歴証明書を申請する場合は、6カ月以内に撮影した写真(縦3cm×横2.4cm)と北海道収入証紙1,100円(交付手数料、JAとまこまい広域厚真支所で購入可能)が必要です。

その他

自主返納をご希望の人は、事前に苫小牧警察署または厚真駐在所に連絡をお願いします。
なお、運転免許証の返納後は、車の運転はできませんのでご注意ください。



花いっぱいフェスタ作品募集

厚真町コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179
(まちづくり推進課 企画調整グループ)

環境美化活動によるすてきな庭や花壇情報をお寄せください。※旧花いっぱいコンクール

内容

花で彩られた庭や花壇などの作品を募集し、広報紙などに写真を掲載します。
個人の部で応募された人には、花の商品券を進呈します。※今年度から審査はありません。

対象

町内の個人・自治会・団体が管理する庭や花壇など

応募方法

各自治会のコミュニティ運動推進委員または自治会長に連絡ください。自薦・他薦は問いません。

募集期間

7月20日(水)まで
見ごろに合わせて希望日に写真撮影に伺います。

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

後期高齢者医療制度

令和4年度の保険料のお支払いと保険証(被保険者証)の一斉更新について

令和4年度の保険料は7月に個別にお知らせします。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される方は、本人の保険証、通帳、お届け印を持参して住民課町民生活グループへお申し出ください。口座振替に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。税申告の際の社会保険料控除は、お支払いする方に適用されます。年金からのお支払いの場合は本人が対象になります。

均等割の軽減

世帯の所得に応じて、次のとおり3段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間均等割額
43万円+10万円×(給与所得者数-1)	7割	15,567円
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	25,946円
43万円+(52万×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	41,513円

- 被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
 - 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
 - 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。
- ※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
- 給与等の収入金額が55万円を超える方
 - 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(51,892円→25,946円)
- 所得の状況により、均等割の軽減割合が7割に該当することがあります。

保険料の減免

- 保険料のお支払いが困難な場合は、住民課町民生活グループへご相談ください。
- 災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難となった方については、申請により、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。

保険証(被保険者証)が新しくなります

新しい保険証は黄色です

- 現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日(日)をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。
- 7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、**黄色の保険証**をご使用ください。
- 令和4年のみ保険証が2回交付されるため、10月からはオレンジ色の保険証となります。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課町民生活グループまでお申し出ください。

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)が新しくなります

新しい減額認定証は水色です

- 現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日(日)をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。
 - 引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証を交付しますので、8月からは**水色の減額認定証**をご使用ください。
 - 新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課町民生活グループへ申請してください。
 - 区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である方
 - 区分Ⅰ…世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
 - 世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下の方)
 - 高齢福祉年金を受給されている方
- ※給与所得がある場合は、給与所得額から10万円を控除して判定

厚真町コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179
(まちづくり推進課 企画調整グループ)

ガーデニング講習会

ご家庭で手軽に楽しくできるガーデニング講習会を行います。

- 日時** 6月30日(木) 13時30分から
- 会場** 表町公園(表町45)
※雨天時は総合福祉センター大集会室
- 講師** 梅原商店 梅原智哉氏
- 内容** ご家庭で手軽に楽しくできる花の寄せ植え講習
- 定員** 20人
- 参加費** 1,000円(材料費など)
- 持ち物** シャベル、軍手
- 申し込み** 6月23日(木)までに電話でお申し込みください

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当日はマスクの着用や密を避けるなどの対策を講じた上で実施しますが、状況によっては中止する場合があります。ご了承ください。

スズメバチ駆除費用助成

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

スズメバチの駆除費用の一部を助成します。

対象

- 65歳以上の独居高齢者世帯
- 65歳以上の高齢者のみの世帯(18歳未満の同居者がいる場合を含む)
- 身体障害者手帳3級以上または5級以上の肢体不自由者のみの世帯(65歳以上または18歳未満の同居者もしくはその両方が同居する場合を含む)
- 母子家庭の世帯
- その他町長が特に必要と認めた場合

助成金額

駆除に要した費用の2分の1以内
※駆除1件あたり上限5,000円

提出書類

申請書、駆除業者の領収書の写し



スズメバチの駆除は、専門業者に頼みましょう。

夏から秋にかけて、スズメバチの活動が活発となり、軒先などに巣をつくります。スズメバチは攻撃性が高く、不慣れな人が駆除しようとすると刺傷被害の原因にもなり、最悪の場合、死に至る大変危険なハチです。

巣が大きくならないうちに専門知識のある業者に駆除してもらうのが最も安全です。駆除業者の紹介も行いますので、お問い合わせください。

どうしても自分で駆除したい場合は

防護服を着用せず駆除することは、大変危険ですので絶対にやめてください。ご自身で駆除する方に防護服を無償で貸し出しています。事前にご予約ください。

除草剤の使用について

建設課 土木グループ ☎ 27-2451

除草剤を使用する際は、道路の路肩やのり面の草を枯らさないように注意してください。

除草剤の使用により、道路の路肩やのり面に草や根が無くなると、少しの雨でも路肩が崩れてしまい非常に危険です。道路には、除草剤の過度な使用を避けるようにお願いします。



医療給付サービス

町では、乳幼児等・ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費を助成しています。

●受給者証が更新されます

現在お持ちの各受給者証の有効期間は7月31日(日)までです。

該当者には、新しい受給者証を7月25日(月)ごろから送付しますので、7月31日(日)までに届かない場合は、ご連絡ください。

●乳幼児等医療受給者証は全道の医療機関で使用できます

全道の医療機関で使用できます。医療機関等を受診した際は、必ず保険証と一緒に受給者証を窓口へ提出するようお願いいたします。

■乳幼児等医療費

対象者 0歳～小学生

対象となる医療費 0歳～未就学児▶入院・通院費 小学生▶入院費

受給者証の区分表示	公費負担者番号の頭文字	自己負担額
乳初	[90] [91] [92]	初診時一部負担金のみ (医科：580円、歯科：510円)
乳課	[90] [92]	初診料を含めて1割に相当する額 上限57,600円/月(多数該当：44,400円/月)

■ひとり親家庭等医療費

対象者 ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭)の母親または父親とお子さん(親に扶養されている20歳までの方)

対象となる医療費 入院・通院費

受給者証の区分表示	公費負担者番号の頭文字	自己負担額
親初	[93] [94] [95]	初診時一部負担金のみ (医科：580円、歯科：510円、柔道整復師：270円)
親課	[93] [95]	初診料を含めて1割に相当する額 入院の上限57,600円/月(多数該当：44,400円/月) 通院の上限18,000円/月(年間上限：144,000円)

■重度心身障害者医療費

対象者

- ・身体障害者手帳1～3級を交付されている方(3級は内部障害のみ)および重度の知的障害のある方(おおむねIQ50以下の方)
- ・精神保健福祉手帳1級の認定を受けている方(通院のみ)

※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入が必要です

対象となる医療費 入院・通院費

受給者証の区分表示	公費負担者番号の頭文字	自己負担額
障初 老初	[45] [46] [47]	初診時一部負担金のみ (医科：580円、歯科：510円、柔道整復師：270円)
障課 老課	[45] [47]	初診料を含めて1割に相当する額 入院の上限57,600円/月(多数該当：44,400円/月) 通院の上限18,000円/月(年間上限：144,000円)